

令和8年8月19日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

令和8年熊本地震による災害に伴う旅行業法の特例措置について（周知）

令和8年熊本地震による災害により、被災地域全体の日常生活や業務環境に多大な支障が生じていることから、「令和8年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和8年政令第260号）が令和8年8月7日付けで公布・施行されました。

これを受け、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第3条第2項の規定に基づく同日付け観光庁告示第17号により、下記のとおり措置されましたので、ご了知願います。

記

① 特定被災地域内に主たる営業所を有する者で、令和8年7月28日以後に旅行業の登録の有効期間が満了するものは、有効期間が令和9年1月27日まで延長されます。

また、令和8年熊本地震による災害の被害者であって、旅行業の登録について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについては、令和9年1月27日までの期日を指定してその満了日を延長することができます。

② 令和8年7月28日以後に法令上の履行期限が到来する届出等の義務（取引額報告書の提出、代表者や所在地の変更の届出、事業の廃止等の届出など）については、令和8年熊本地震による災害によって本来の期限までに履行されなかった場合であっても、令和8年11月27日までに履行されたときは、責任は問われないものとします。

【特定被災地域内】

○令和８年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（令和８年８月19日現在）

・ 熊本県 10市10町 1 村

（熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町）

※最新の適用区域は、内閣府（防災担当）のウェブサイトをご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上